

特約地震保険

住宅金融支援機構特約火災保険
沖縄振興開発金融公庫特約火災保険
勤労者財産形成融資住宅特約火災保険



損害保険ジャパン株式会社は、
住宅金融支援機構特約火災保険、沖縄振興開発金融公庫特約火災保険、
勤労者財産形成融資住宅特約火災保険の幹事保険会社です。

特約火災保険は、複数の損害保険会社が住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、勤労者退職金共済機構(以下、「機構等」と)との特約書に基づいて引受けをする共同保険であり、損保ジャパンが幹事保険会社として一切の保険事務を行っています。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合の詳細につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。



災害後の暮らしをしっかりサポート

地震保険(原則付帯)

地震保険は必要保険です!

特約地震保険は地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失の損害を補償します。特約火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

保険の対象となるもの

保険の対象となるのは、住居部分のある建物です。



住居のみに使用される住宅・マンション等



「住居」と「店舗・事務所等の事業」の両方に使用される建物



「店舗・事務所等の事業」のみに使用される建物



家財

⚠️ ご注意

●家財・什器・商品等は特約火災保険・特約地震保険の対象ではありません。ご希望の場合は別途、他の火災保険等をご利用ください。

保険金をお支払いする場合

地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

保険金額の設定

地震保険が付帯される主契約である火災保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。

(注1)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

(注2)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。(ただし、火災保険金額の50%が限度です。)また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

●保険料の試算については、幹事保険会社(損保ジャパン)ウェブサイト(<http://web.sompo-japan.jp/s/>)等をご確認ください。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円

保険金をお支払いできない主な場合

- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
 - ・保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ・保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
 - ・建物に損害がなく、門、塀、垣のみに生じた損害
 - ・損害の程度が一部損に至らない損害
 - ・核燃料物質に起因する事故
 - ・戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動*
- ※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

割引制度

地震保険は、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、複数の割引を重複して適用することはできません。複数の割引制度が適用可能な場合は、最も高い割引の確認資料をご提出ください。詳しくは幹事保険会社(損保ジャパン)までお問い合わせください。

割引は、確認資料をご提出いただいた日以降の期間に対して適用されます。

割引の種類	割引率	割引の適用条件	確認資料例(コピー可)
建築年割引	10%	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	建物登記簿謄本 建築確認書 売買契約書
耐震等級割引	1級 10% 2級 30% 3級 50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	建設住宅性能評価書 認定通知書 技術的審査適合証 長期使用構造等である旨の確認書
免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準をみたす場合	耐震基準適合証明書 住宅耐震改修証明書

特約地震保険のお支払内容

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の状況によって認定を行い、それぞれ地震保険金額に対する割合に応じて定額でお支払いします。なお、損害の状況は、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)で確認します。

損害の程度	損害の状況		お支払いする保険金
	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額	焼失・流失した部分の床面積	
全損	建物の時価額の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の 3%以上20%未満	—	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水		

(注) お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。
(2024年7月現在)

(注) 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

(注) 地震保険始期が平成29年1月1日以降となるご契約の内容について記載しています。

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。) 建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

料率改定のご案内



⚠ 料率改定により、同じご契約内容でも継続前後で保険料が異なる場合があります。

特約地震保険の改定について、詳しくは公式ウェブサイトをご参照ください。
(<http://web.sompo-japan.jp/kt/>)

インターネットでのお手続き・ご確認・お問い合わせ

- 電話番号登録・変更
- 地震保険の試算・加入申し込み
- 補償内容などのパンフレット確認
- 契約内容確認
- WEB証券(ご契約カード等)発行
- 解約

24時間365日受付

<http://web.sompo-japan.jp/s/>

特約火災保険総合メニュー

検索



⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。.) のでご注意ください。

●このパンフレットは「特約地震保険」の概要を説明したものです。
詳しい内容につきましては、幹事保険会社(損保ジャパン)
公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/info/tokuyakukasai/>)等をご参照ください。

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記変更などが発生した場合は、必ず、ご連絡をお願いします。ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、変更内容によっては、ご契約を継続できない場合があります。

ご連絡が必要な変更

- 1 建物の構造・用途の変更
- 2 住居部分がなくなった
- 3 建物の建築年月（地震保険の建築年割引を適用された場合）
- 4 建物の職作業・作業規模の変更
- 5 割増引の変更
- 6 保険の対象の譲渡※
保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を

希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
※第三者への譲渡の場合は、特約火災保険契約を解約してください。

7 ご契約者の住所・通知先変更

ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡をいただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、遅滞なくご連絡ください。

8 上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

お客さまの融資種類やご返済状況により、ご連絡先窓口が異なります。

ご連絡先窓口のご案内

融資の種類はどちらですか

住宅金融支援機構 もしくは 沖縄振興開発金融公庫

勤労者退職金共済機構

融資ご返済状況はどちらですか

ご返済中の方

ご返済完了の方

変更内容はどちらに当てはまりますか

変更内容はどちらに当てはまりますか

6・7に該当する

6・7以外に該当する

7に該当する

7以外に該当する

融資を受けられた
金融機関にご連絡
ください。
(下記の【電話による
ご連絡窓口】では
受付できません。)

下記の【電話による
ご連絡窓口】まで
ご連絡ください。

下記ウェブサイトでお手続きください。

24時間365日受付

特約火災保険総合メニュー

検索

<http://web.sompo-japan.jp/s/>

電話の場合は、下記の【電話によるご連絡窓口】までご連絡
ください。



下記の【電話による
ご連絡窓口】まで
ご連絡ください。

【電話によるご連絡窓口】

住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険のお客さま
沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険のお客さま
勤労者財産形成融資住宅特約保険のお客さま

0120-372-215

0120-100-838

0120-313-433

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日、12月31日～1月3日は休業)

事故が起こった際のご連絡先

○インターネットでのご連絡



【住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください】

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、当社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。
<https://www.sompo.or.jp/news/caution/syuri.html>

○LINEでのご連絡

LINEで事故・トラブルのご連絡から保険金請求手続きまでカンタン、便利に!

○事故サポートセンター

0120-727-110 ※おかけ間違いにご注意ください

受付時間: 24時間365日



幹事保険会社



損害保険ジャパン株式会社

特約火災保険部

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈連絡先〉<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SJ22-53006(2022/06/23)24070271[302980]-1100

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

ナビダイヤル 0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間▶ 平日: 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)